

令和5年5月31日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「健保法」という。)による傷病手当金について、後記第2の4記載の原処分①の取消しを求めるとのことである。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、精神疾患(以下「本件傷病①」という。)により障害の状態にあるとして、受給権発生年月を令和〇年〇月とする障害等級2級の障害基礎年金の受給権者となり、厚生労働大臣からその支給を受けるとともに、令和〇年〇月〇日から同月〇日まで、同年〇月〇日から同月〇日まで、及び同年〇月〇日から同月〇日までの各期間について、全国健康保険協会(以下「保険者協会」という。)から傷病手当金を受給していた。
- 2 請求人が脊柱の疾患(以下「本件傷病②」という。)により障害の状態にあるとして、厚生労働大臣に対し障害基礎年金及び障害厚生年金の裁定を請求したところ、厚生労働大臣は、本件傷病①及び本件傷病②による障害を併合し、改定年月を令和〇年〇月として、障害等級1級の障害基礎年金及び障害厚生年金の額を改定する旨の決定をした。
- 3 請求人は、令和〇年〇月〇日(受付)、保険者協会に対し、本件傷病①による療養のため労務不能であったとして、令和〇年〇月〇日から同月〇日までの期間(以下「新規請求期間」という。)について傷病手当金の支給を請求した。

保険者協会は、請求人に対し、令和〇年〇月〇日付けで、「障害厚生年金が支給されているため傷病手当金の支給額を調整します。」として、新規請求期間について減額調整した〇円の支給を決定した(以下、減額調整するとした決定を「原処分①」という。)

- 4 保険者協会は、請求人に対し、支給済みの令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間(以下「既払期間」という。)に係る傷病手当金について、「障害年金との調整のため」との理由により、下表の内容の令和〇〇月〇日付け更正決定を通知した(以下「原処分②」という。また、原処分①と原処分②を併せて「原処分」という。)

対象期間	支給 済額	正当 支給額	返納 金額
令和〇年〇月〇日～〇日〇円	〇円	〇円	〇円
令和〇年〇月〇日～〇日〇円	〇円	〇円	〇円
令和〇年〇月〇日～〇日〇円	〇円	〇円	〇円

- 5 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨(略)

理由

第1 問題点

- 1 被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給すると規定されている(健保法第99条第1項)。

また、傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき障害厚生年金の支給を受けることができるときは傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる障害厚生年金の額につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額が傷病手当金の額より少ないときは、そ

の差額を支給すると規定されている（健保法第108条第3項）。

2 本件において、請求人が令和〇年〇月から本件傷病①及び本件傷病②による障害を併合して障害等級1級の障害基礎年金及び障害厚生年金の支給を受けていること、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの期間について傷病手当金の支給を受けていること（ただし、令和〇年〇月に係る分については減額調整された額である。）、並びに障害等級1級の障害基礎年金及び障害厚生年金の合計額が調整対象になる場合の支給額について当事者間に争いはない。

請求人は、本件傷病①に係る傷病手当金と障害基礎年金とは併給が認められていたが、本件傷病①と本件傷病②による各障害を併合した障害厚生年金の支給を受けることになったため傷病手当金の支給額を減額調整するとして処分に対し不服を申し立てているのであるから、本件の問題点は、本件傷病①及び本件傷病②による各障害を併合した障害等級による障害厚生年金を支給する場合に、傷病手当金の支給対象傷病（本件傷病①）が同一の傷病であるとして傷病手当金の支給額を減額調整することとした原処分が、前記の法令に照らして適法かつ妥当である。

## 第2 当審査会の判断

1 本件の問題点について検討し、判断する。

請求人は、本件傷病①に係る障害等級2級の障害基礎年金の受給権者であったところ、新たに本件傷病②が発生し、国民年金法第31条に定める併給の調整により、前後の障害を併合して1級の障害基礎年金を受給し得る状況になったものであるが、本件傷病②の初診日において厚生年金保険の被保険者であった請求人については、厚生年金保険法第52条の2の規定により、障害厚生年金についても本件傷病①及び本件傷病②を併合して1級の額に改定されるものである。

この場合、改定後の障害厚生年金は、

本件傷病①及び本件傷病②に基づく各障害を併合して全体として労働能力喪失の程度が評価され、等級が定められたものであり、その支給額について、その原因となっている傷病ごとに年金支給額を分割することはできないし、その割合を定めることも想定されていないと考えられる。このように、改定後の障害厚生年金には傷病手当金の支給の根拠となった本件傷病①が含まれており、本件傷病②の発生によりこれらの各障害を併合した等級による支給額を受けるような場合、健保法第108条第3項本文に規定する「傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき」障害厚生年金の支給を受けることができるときに当たるものというべきである。

そもそも、健保法第108条第3項は、傷病手当金も障害厚生年金も、就労することができないこと又は就労が制限されることに基づいて金銭的な補償をすることを趣旨とするものであるため、同一の請求者について、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に基づいて両者による二重の補償をすることは相当ではないことから、傷病手当金の支給額を調整することを目的として規定されたものと解するのが相当であって、そうである以上、同一人である請求者の就労不能又は就労制限に対する補償について、改定後の障害厚生年金が本件傷病①及び本件傷病②に基づく各障害を併合した等級に基づくものであるとしても、これに本件傷病①に対する補償が含まれるものと考えられることからすれば、上記のとおり調整をすべきものとするのが健保法第108条第3項の規定の趣旨に合致するものである。

そうすると、本件傷病①に基づいて、既払期間（令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間）について既に支払われた傷病手当金及び新規請求期間について支払われるべき傷病手当金は、いずれも健保法第108条第3項の規定に基づ

いて減額調整されるべきものというべきである。

なお、請求人は、令和○年○月分から増額になった分のみを調整の対象とするべきである旨主張するが、そのような調整をすることについては、法令上の根拠が全く見当たらないし、上記の健保法第108条第3項の規定の趣旨にもそぐわないものであるから、請求人の上記主張も採用することはできない。

2 よって、原処分は適法かつ相当であつて取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。